

補助金申請に当たっての留意事項

■申請者について

- ・ この補助金の申請ができるのは、沖縄県小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている県内居住の在宅療養患者に対し、療養上の支援を実施する機関であり、沖縄県知事が適当と認める機関となります。
- ・ 申請される機関においては、停電時における在宅患者の安全確保を図るため、日頃から医療機器の保守管理業者、訪問看護ステーション、居宅介護事業者、その他の関係者と連携し、在宅患者及びその家族への指導・支援に努めてください。

■対象となる在宅患者について

- ・ この補助事業の目的は、停電時における在宅患者の安全確保であり、停電による数時間程度の一般電源の遮断が、当該患者の生命維持や疾患の状態に重大な影響を及ぼすおそれのある人工呼吸器使用患者が対象となりますので、ご注意ください。

■在宅患者等の同意について

- ・ 申請にあたっては、在宅患者本人ないしは主たる介護者（家族等）の同意を得てください。（「個別申請調書」の所定の欄に署名）
また、市町村の関係部署への連絡の可否についても、意思確認をお願いします。（「個別申請調書」の所定欄にチェック項目）
- ・ 他の公的制度（難病医療費助成、訪問指導事業等）の利用状況についても、当該患者・家族等から確認をお願いします。

■外付バッテリーについて

- ・ 人工呼吸器に装着する外付バッテリー、無停電装置等については、その使用により人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれのあるものは補助対象としていません。使用している人工呼吸器の保守点検事業者ないしは医療機器メーカーに必ず確認の上、申請を行ってください。

■自家発電装置

- ・ 自家発電装置は、その使用により人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれのあるものは補助対象としていません。使用している人工呼吸器の保守点検事業者ないしは医療機器メーカーに必ず確認の上、申請を行ってください。
- ・ 自家発電装置の使用・点検・調整及び燃料の取扱いについては、取扱説明書並びに電気事業法、消防法、火災予防条例その他の法令に定める内容に従って、申請者及び使用者の責任において行ってください。

■その他について

- ・ 交付決定前に購入した物品については、補助対象となりません。
- ・ 交付決定を受けた後に品目を変更することはできません。変更が必要な場合は、一度申請を取り下げ、あらためて申請を行うこととなります。
- ・ 申請内容、安全性等について確認が必要な場合は、県から問い合わせ、追加書類の提出依頼、実地確認を行わせていただくことがあります。
- ・ 補助金の交付を受けて取得した物品は、交付の目的に反して使用したり、譲渡したりすることはできません。偽り、不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- ・ 補助金の交付を受けた場合は、事業及び経費の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿並びに証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存する必要があります。